

健発 0330 第 2 号
令和 5 年 3 月 30 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ
予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部
を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 110 号）及び新型
インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一
部を改正する政令（令和 5 年政令第 111 号）については、本日公布され、令和
5 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対す
る周知方お願いする。

記

第 1 予防接種法施行令の一部改正について

1 医療手当等について

- (1) 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「施行令」という。）
第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 24 条、第 26
条及び第 28 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

ア A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（特定 B 類疾病
（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に規定する「B 類
疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働
大臣が定めるもの」をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,900 円	37,800 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,900 円	35,800 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,579,200 円	1,617,600 円
2 級	1,263,600 円	1,293,600 円
(ウ) 障害年金		
1 級	5,048,400 円	5,175,600 円
2 級	4,039,200 円	4,138,800 円
3 級	3,028,800 円	3,104,400 円
(エ) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	844,300 円	846,200 円
2 級	562,900 円	564,200 円
(オ) 死亡一時金	44,200,000 円	45,300,000 円
(カ) 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

イ B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,900 円	37,800 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,900 円	35,800 円
(イ) 障害年金		
1 級	2,804,400 円	2,875,200 円
2 級	2,244,000 円	2,299,200 円
(ウ) 遺族年金	2,452,800 円	2,514,000 円
(エ) 遺族一時金	7,358,400 円	7,542,000 円
(オ) 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

ウ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種		
	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院	36,900円	37,800円
月8日未満入院又は月3日未満通院	34,900円	35,800円
(イ) 障害児養育年金		
1級	1,227,600円	1,258,800円
2級	982,800円	1,006,800円
(ウ) 障害年金		
1級	3,926,400円	4,024,800円
2級	3,141,600円	3,218,400円
3級	2,355,600円	2,414,400円
(エ) 死亡一時金		
生計維持者である場合	34,300,000円	35,200,000円
生計維持者でない場合	25,800,000円	26,400,000円
(オ) 葬祭料(改正なし)	212,000円	212,000円

(2) 令和5年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

2 百日せき等の定期の予防接種の対象年齢拡大について

施行令第3条第1項に規定するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期の予防接種の対象者を定める規定について、接種可能な最低年齢を生後3月から生後2月に改めること。

第2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成21年政令第277号)第3条から第5条まで、第8条、第10条及び第12条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
1 医療手当		
月 8 日以上の入院又は月 3 日以上の通院 及び同一月の入通院	36,900 円	37,800 円
月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院	34,900 円	35,800 円
2 障害児養育年金		
1 級	1,227,600 円	1,258,800 円
2 級	982,800 円	1,006,800 円
3 障害年金		
1 級	3,926,400 円	4,024,800 円
2 級	3,141,600 円	3,218,400 円
4 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算 (改正なし)		
1 級	844,300 円	846,200 円
2 級	562,900 円	564,200 円
5 遺族年金		
生計維持者である場合	3,430,000 円	3,520,000 円
生計維持者でない場合	2,580,000 円	2,640,000 円
6 遺族一時金		
生計維持者である場合	34,300,000 円	35,200,000 円
生計維持者でない場合	25,800,000 円	26,400,000 円
7 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「三月」を「二月」に改める。

第十一条第一項第一号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同条第二項中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十二万七千六百円」を「百二十五万八千八百円」に改め、同号ロ中「九十八万二千八百円」を「百万六千八百円」に改め、同項第二号イ中「百五十七万九千二百円」を「百六十一万七千六百円」に改め、同号ロ中「百二十六万三千六百円」を「百二十九万三千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百九十二万六千四百円」を「四百二万四千八百円」に改め、同号ロ中「三百四十四万六千四百円」を「三百二十一万八千四百円」に改め、同号ハ中「二百三十五万五千六百円」を「二百四十一万四千四百円」に改め、同項第二号イ中「五百四万八千四百円」を「五百十七万五千六百円」に改め、同号ロ中「四百三万九千二百円」を「四百十三万八千四百円」に改め、同号ハ中「三百二万八千八百円」を「三百十万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千四百三十万円」を「三千五百二十万円」に改め、同号ロ中「二千五百八十万円」を「二千六百四十万円」に改め、同項第二号中「四千四百二十万円」を「四千五百三十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十万四千四百円」を「二百八十七万五千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十四万四千円」を「二百二十九万九千二百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十五万二千八百円」を「二百五十一万四千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百三十五万八千四百円」を「七百五十四万二千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第十一条の規定は、令和五年四月以後の月分の予防接種法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和五年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第四項及び第二十六条第三項の規定は、令和五年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 岸田 文雄

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十一号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同条第二項中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十二万七千六百円」を「百二十五万八千八百円」に改め、同項第二号中「九十八万二千八百円」を「百万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。
第五条第二項第一号中「三百九十二万六千四百円」を「四百二万四千八百円」に改め、同項第二号中「三百四十四万六千六百円」を「三百二十一万八千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。
第八条第五項第一号中「三百四十三万円」を「三百五十二万円」に改め、同項第二号中「二百五十八万円」を「二百六十四万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和五年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和五年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄